

国指定風蓮湖鳥獸保護区

指定計画書

(環境省案)

平成 年 月

環境省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

風蓮湖鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道根室市東梅の春国岱橋西側境界線の南端と風蓮湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を南西に進み第 1 東梅川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し国道 44 号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み川口 94-1 番地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 91-1 番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 79-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同 79-6 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同 79-5 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み風蓮湖汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み野付郡別海町本別海 9-11 番地の東側境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北進し国道 244 号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し同 9-58 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同 9-63 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国道 244 号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み西別川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み同町走古丹の東端に至り、同所から同所と根室市春国岱の西端とを結んだ直線を南進し同市春国岱の西端に至り、同所からオホーツク海汀線を北東に進み春国岱橋西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域。

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 25 年 7 月 24 日から平成 45 年 7 月 23 日まで (20 年間)

### (4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

### (5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

風蓮湖及びその周辺地域には広大な藻場、大規模なヨシ群落等の湿原、湖岸沿いの干潟、砂嘴上の海岸草原、原生的な森林や二次的な森林等の多様な自然環境が見られる。こうした多様な環境を受けて、当該地域には多種多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は 59 科 339 種、哺乳類は 9 科 26 種 (海獣を除く) に上る。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や水鳥類の多様さは、当該区域の自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。

当該区域には広大な水面とその周辺の湿原等が広く含まれており、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として日本国内のみならず国際的にも重要な場所となっている。また、風蓮湖の湖岸や流入河川沿いに形成された湿原や周辺地域においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ等の希少な鳥類の繁殖が複数確認されている。

このように、当該区域はガンカモ類やシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の大規模渡来地であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する国指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥等の保護を図るものである。

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8,139 ha (7,806 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,231 ha (1,095 ha)

農耕地 37 ha ( 30 ha)

その他 932 ha (1,462 ha)

水 面 5,939 ha (5,219 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 224 ha ( 732 ha)

財務省所管 223 ha ( 731 ha)

農林水産省所管 1 ha ( 1 ha)

地方公共団体有地 876 ha ( 876 ha)

都道府県有地 12 ha ( 0 ha)

市町村有地等 864 ha ( 876 ha)

私有地等 1,100 ha ( 979 ha)

公有水面 5,939 ha (5,219 ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（野付・風蓮道立自然公園） 8,105 ha (7,806 ha)

特別地域 8,026 ha (7,725 ha)

普通地域 79 ha ( 81 ha)

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は北海道東端の根室半島基部に位置し、根室市及び野付郡別海町にまたがる風蓮湖とその流入河川、オホーツク海に面した根室市春国岱及び別海町走古丹を主とする区域である。

###### イ 地質、地形等

風蓮湖は、中央部が根室湾に開口した汽水の海跡湖であり、東西約20km、周囲約65km、面積約56km<sup>2</sup>、最大水深約11mである。湖の北側には、ポンヤウシュベツ川、ケネヤウシュベツ川、風蓮川等、南側には、厚床川、別当賀川等の小河川が流入し、それぞれの河口部は湿原が形成されている。

当該地域周辺の地形は、根室湾の沿岸流によって湾の一部が閉鎖されてできた潟湖である風蓮湖や温根沼の周辺に発達する低地と、それを取り巻く台地、段丘地の2つの地形区に大別することができる。低地は風蓮低地と称され、周辺の平坦な台地を刻んで形成された大小の河川流域と湖、海岸付近の沖積地であり、三角州性低地が発達している。三角州性低地は大部分が極端な低湿地であり北海道でも有数の泥炭地帯になっている。風蓮低地を取り巻く台地、段丘地は、別海台地、根室台地、浜中台地に3分され、いずれも火山性ロームが堆積したローム台地であり、更にその上部を新しい火山灰が覆っている。

###### ウ 植物相の概要

植生は河川流域と湖岸沿いに広がる低層湿原、中間湿原、高層湿原と海岸沿いに分布する塩湿地群落及び海岸砂丘上に成立する自然草原のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林などの森林に加え、湖内の水生植物群落などを含めて良好な自然環境を形成している。特に春国岱には本邦では唯一のものとされている砂丘上に形成されたアカエゾマツの純林が分布しており、その他、ハマナスの大群落などを見ることができる。

水域には、エビアマモが概ね湖の全域に自生しているほか、アナアオサ、ポウアオノリ、アサミドリシオグサ、タルガタジュズモ、モッキヒトエ、エゾヤハズ、ネバリモ、ツルモ、アナメ、ウガノモク、ウミノトラノオ、オゴノリ、マツモ、ハケサキノコギリヒバ、アリューシャンノコギリヒバ、クシベニヒバ等の海藻類の生育が確認されている。

###### エ 動物相の概要

当該地域は、鳥類では、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ等の国内希少野生動

植物種、オオハクチョウ、ヒシクイ、コクガン、ヒドリガモ、オナガガモ、スズガモ、ホオジロガモ等のガンカモ類、メダイチドリ、キアシシギ等のシギ・チドリ類等の生息が確認されている。哺乳類ではエゾシカ、エゾヒグマ等が確認されている。魚類では、シロザケ、アメマス、ニジマス、イトウ、チカ、コマイ、ニシン等の生息が確認され、貝類ではアサリ、ヒメアサリ、イソシジミ、ヤマトシジミ、オオノガイ等の生息が確認されている。また、甲殻類では、ホッカイエビ、スジエビ、エビジャコ、トゲオヨコエビ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該鳥獣保護区に隣接する農地ではエゾシカによる農業被害が確認されている。別海町走古丹地区において、平成 20 年度に北海道エゾシカ保護管理計画に基づくエゾシカの個体数調整を 2 件許可している。また、エゾシカと車との衝突等の生活被害が発生していることから、平成 24 年度から別海町による生活被害の防止のための有害鳥獣捕獲が実施されている。今後も希少鳥獣への影響に配慮しながら、エゾシカの有害鳥獣捕獲については適切に許可するものとする。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律法第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 30 本 |
| (2) 案内板      | 5 基  |